

### 岐阜県における豚コレラの発生及び本県の対応について

#### 1 養豚農場における豚コレラの発生

##### (1) 農場の概要

所在地：岐阜県岐阜市  
飼養状況：繁殖豚 79 頭、肥育豚 531 頭 計 610 頭

##### (2) 経緯

- 9月 9日：国の精密検査で豚コレラを確認
- 9月10日：発生農場の豚の殺処分完了
- 9月11日：埋却等の防疫措置完了
- 10月10日：防疫措置完了後28日が経過し、移動制限区域が解除  
⇒ 現在のところ他の養豚農場での発生なし

##### (3) 愛知県の対応

- 9月 9日：農林水産省から発生の報告を受け、県内の養豚農家等に岐阜県での発生を周知し、農場における消毒等の徹底を注意喚起するとともに、異常がある場合の早期通報を要請
- 9月 9日：県内すべての養豚農場（248 農場）で飼養される豚に、異常がない～10日 ことを確認
- 9月10日：「愛知県豚コレラ防疫対策会議」（議長：畜産課長）を開催  
畜産関係者に今回の発生事例と県の防疫方針を周知
- 9月12日：養豚農場と関連のある県内のと畜場及び化製場の立入検査を実施し、消毒等の実施状況に問題のないことの確認を完了

#### 2 野生イノシシにおける豚コレラの発生

##### (1) 発生の概要

確認地点：岐阜県岐阜市、各務原市、山県市、関市、可児市

##### (2) 経緯

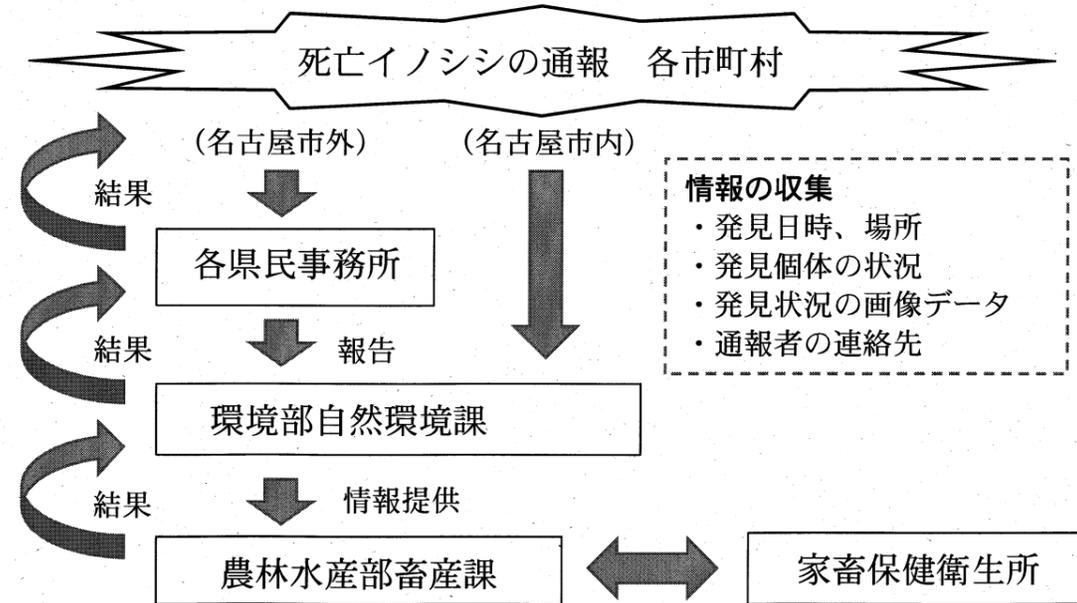
- 9月14日：岐阜県が死亡した野生イノシシ1頭から、豚コレラウイルス検出を公表  
⇒以降、合計359頭の検査を行い、47頭の野生イノシシから、豚コレラウイルスを検出（11月8日現在）
- 10月26日：岐阜県は、11月1日から14日まで、岐阜市を含む17市町村で、鳥獣保護管理法に基づく指定猟法禁止区域を指定し、銃器・わなを使用した猟法を禁止することを決定
- 11月 1日：木曾川以南で初めてとなる岐阜県可児市で野生イノシシから豚コレラウイルスを検出
- 11月 5日：岐阜県は、11月15日から翌年3月15日まで、岐阜市を含む20市町村の一部で、指定猟法禁止区域を指定し、銃器・わなを使用した猟法を禁止することを決定

#### (3) 愛知県の対応

- 9月10日：各県民事務所、各市町村並びに県内猟友会に対し、野生イノシシの大量死や不審死等についての警戒強化と速やかな情報提供を要請（環境部）
- 9月14日：岐阜県内で死亡した野生イノシシにおいて、豚コレラウイルスが検出されたことを踏まえ、関係機関に改めて要請（環境部）  
農林水産省からの通知に基づき、死亡した野生イノシシの検査実施を決定（農林水産部）
- 9月14日：県内の猟友会支部長等にイノシシの状況をヒアリングし、異常がないことを確認（環境部）
- 11月5日：豚コレラウイルス拡散防止に向けた対応について（記者発表）  
（捕獲された野生イノシシの検査の実施、指定猟法禁止区域の指定）
- 11月6日：岐阜県可児市の確認地点から半径10km圏内の犬山市内にて、「死亡した野生イノシシ」に加え、「捕獲した野生イノシシ」も検査を開始（農林水産部）
- 11月9日：指定猟法禁止区域の指定について（記者発表）

豚コレラウイルスの拡散防止のため、鳥獣保護管理法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域を指定（環境部）	
区域	犬山市、小牧市及び春日井市の区域全域
指定猟法の種類	銃器又はわなを使用する猟法
存続期間	平成30年11月15日から平成31年3月15日まで

【参考】 死亡野生イノシシについての対応の流れ



○ イノシシの回収、検査

※犬山市内の捕獲された野生イノシシの検査も、同様の流れで実施

# とん 豚コレラについて

## 1 豚コレラとは

豚コレラは、家畜伝染病予防法に規定される家畜伝染病で、豚及びいのししに感染する致死率の高いウイルス性の伝染病であり、我が国は平成19年4月1日から、国際獣疫事務局（OIE）の規約に定める豚コレラ清浄国である。

豚コレラは、口蹄疫に比べて伝播力は強くないものの、発生時の養豚産業への影響が大きいことから、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザと同様に、家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針により防疫措置が定められている。

## 2 発生状況

### (1) 国内

昭和30年代から40年代にかけて全国的に発生したが、昭和44年に生ワクチンが開発されてからは激減した。

愛知県の最終発生 昭和55年（田原市）

全国の最終発生 平成4年（熊本県）

平成30年9月9日、国内で26年ぶりとなる発生が確認された。

発生場所 岐阜県岐阜市 飼養頭数 610頭（繁殖豚79頭、肥育豚531頭）

### (2) 海外

発生国は、中国や東南アジアなどの近隣諸国をはじめ世界各国に分布している。

清浄国は、北米、オーストラリア、西欧地域、南米の一部となっている（平成30年9月現在）。

## 3 発生時の防疫措置

### (1) 発生農場における防疫措置

患畜及び疑似患畜のと殺、と殺後の死体及び汚染物品の処理、畜舎の消毒、発生農場周辺の通行の制限又は遮断

### (2) 周辺における防疫措置

移動制限区域及び搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置

## 4 伝播経路

感染動物との直接接触の他、鼻汁や排泄物の飛沫・付着物との間接接触により起こる。

海外の発生国からの入国者や携行品、また海外からの船舶、航空機の厨芥残さなどが国内への侵入経路となる可能性がある。

## 5 症状等

死亡率が高い。発熱(41～42℃)、元気消失、食欲不振、結膜炎(目やに)、便秘に続く下痢、歩行困難・後軀麻痺及び痙攣などの神経症状、体表(耳翼、頸部、下腹部)の紫斑(チアノーゼ)、妊娠豚の流産などの症状がみられる。

豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。